

## 非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(議論の整理)

### 第1 総論

#### 1 非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念

民間非営利活動(注)を担う主体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えるを通じ、私人の自由活発な活動を促進することを目的とする。

(注)「民間非営利活動」とは、剰余金を構成員に分配することを目的としない法人が行うあらゆる活動を意味し、公益活動だけでなく、私的な利益を追求する活動も含む。

##### 1 法人が行う活動に着目した考え方として、次の指摘がある。

非営利の法人の自由な設立を認めることにより、社会を活性化し、文化と科学の発展を図り、併せて福祉の増進を図る。

非営利法人制度を創設する主たる目的は、「私人の公益的活動の支援」「生活世界の充実」「民間非営利活動の促進」などにある。

##### 2 法人格付与の法技術的を側面に着目した考え方として、次の指摘がある。

非営利法人法制は、財産管理に関する法技術であって、「公益性の高いもの」、「構成員の共通の利益を目的とするもの」、「純然たる法技術として法人格が用いられるもの」などのすべてが対象となる。

##### 3 「財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する」(基本方針 4 項)という観点から、公益性を要件としない財団形態の非営利法人(仮称)制度創設の意義、理念については、引き続き検討する。

#### 2 定義、名称等

非営利法人(仮称)の定義、社団形態、財団形態の非営利法人(仮称)の名称及びその総称について、さらに検討する。

名称使用制限について、所要の規定を置く方向で検討する。

#### 3 事業

非営利法人(仮称)の行い得る事業については、格別の制限をしないこととする。

非営利法人(仮称)は、公益的事業、収益事業などといった区別なく、あらゆる事業を行うこ

とができる。

#### 4 運営の電子化

非営利法人(仮称)の運営の電子化について、所要の規定を置くこととする。

### 第2 社団形態の非営利法人(仮称)制度

#### 1 非営利の概念(営利法人制度との区別)

営利法人制度との区別を明確化するため、非営利社団法人(仮称)における社員の権利義務の内容としては、出資義務を負わない、利益分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないこととする。

1 社員が任意に非営利社団法人(仮称)に財産を拠出することは妨げないこととする方向で検討する。また、社員が法人に財産を拠出した場合の法律関係については、拠出額の限度でその返還を受けることは妨げないのではないか、の返還請求権は、他の債権者に劣後するものとするべきではないか、などの点に配慮しつつ、引き続き検討する。

2 利益(剰余金)の分配の在り方に関し、利益分配請求権を付与することを禁止できないもの、利益分配請求権を付与することを禁止できるが、利益(剰余金)を分配することもできるもの、利益(剰余金)分配ができないもの、と区別した場合、非営利社団法人(仮称)は、のタイプと位置づけることとする。

3 定款又は社員総会の決議によって、社員に残余財産を帰属させることは妨げないこととする。

4 社員が出資の割合などに応じた持分を有することとした場合、法人が対外的な経済活動を行い法人の資産が増えることによって、当該持分の経済的価値が増加することとなり、上記に実質的に反することになる。

### 2 設立

#### (1) 設立手続

定款の作成、定款記載事項、定款の認証、設立時の役員を選任、設立の登記等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

非営利社団法人(仮称)を設立するには、その社員となろうとする者が定款を作成し、こ

れに所定の事項を記載して署名しなければならない。

定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

定款に役員を定めなかったときは、社員総会において役員を選任しなければならない。

非営利社団法人(仮称)は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

【関連規定】 民法第 37 条、中間法人法第 10 条、第 93 条、有限会社法第 5 条、商法第 165 条等

## (2) 設立時に一定額の財産を保有することの要否

次の2つの考え方のうち、いずれの考え方によるべきであるかについては、会社法制における最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する。

A案 一定の財産(例えば、300万円)を保有することを要する。

B案 A案のような規制をしない。

1 会社法の現代化に関する要綱試案(以下「会社法現代化要綱試案」という。)

(第4部・第2・1・(1))においては、次の3案が提示されている(注記を含む。)

a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。

b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円、10万円等)とする。

c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。

(注) b案又はc案を採用する場合において、法人格濫用の防止の観点から、例えば会社の不法行為に関する会社関係者の責任の強化等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

2 成立後の純資産額保有規制は設けないこととする。

【関連規定】 中間法人法第 12 条、有限会社法第 9 条、商法第 168 条ノ 4

## (3) その他

以上のほか、設立に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 3 社員

### (1) 社員の最低人数

A案 設立の要件としては、社員が二人以上であることを要するが、社員が一人となっても法人の存続を認める。

B案 設立・存続の要件として、社員が一人いれば足りる。

1 会社法現代化要綱試案(第3部・2)では、「無限責任社員一人のみの合名会社の設立・存続を許容するものとする。(注)社員が一人となった場合であっても、当該会社は解散しないものとする。」とされている。

2 社団性(人の結合体)との関係をどう考えるか。

3 社員一人でも法人格を取得して活動をしたいというニーズがあるのではないか。

4 財団形態の法人の制度設計如何が上記ニーズに影響するのではないか。

【関連規定】 中間法人法第10条第1項、第93条第1項

### (2) 社員の地位

社員たる資格の得喪、経費支払義務、退社及び除名等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

社員たる資格の得喪は定款で定める。

社員は、定款で定めるところにより、非営利社団法人(仮称)に対し、経費を負担する義務を負う。

任意退社、法定退社及び除名に関する規定を置く。

【関連規定】 民法第37条、中間法人法第10条第2項第4号、有限会社法第19条、第24条、第49条から第57条、商法第204条、第212条、第213条、第280条ノ2等

### (3) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととする(有限責任)。

有限責任タイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきどうかについては、有限責任タイプの制度設計を踏まえ、なお検討する。

【関連規定】 中間法人法第97条、有限会社法第17条、商法第200条

#### (4) 少数社員権

少数社員による社員総会の招集請求権、役員解任の裁判の請求、会計帳簿・会計書類の閲覧・謄写の請求、解散を求める訴え等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 民法第 61 条第 2 項、中間法人法第 30 条、有限会社法第 37 条、商法第 237 条等

#### (5) その他

以上のほか、社員に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### 4 管理

#### (1) 社員総会、理事（理事会）及び監事制度の在り方

A 案 最高（万能）意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、法人の業務を監査する機関として監事を置くことができることとする（以下「社員総会万能タイプ」という。）。

##### 1 （社員総会万能タイプの規律の骨子）

・社員総会 = 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。

・理事 = 権限 各理事が業務執行権、代表権を有する。

員数 一人または数人

選解任 社員総会の決議による。

・理事会 = 法定の機関たる理事会は設置不要。

・監事 = 設置 任意

主な権限 法人の業務を監査する。

員数 一人または数人

選解任 社員総会の決議による。

2 定款で社員総会の権限を縮小する場合には、後記 B 案における理事会設置タイプのようなモデルを法定するのではなく、強行法規的に少数社員権の保護をセットにしなければならない旨の規定をおくことを検討してはどうかという指摘がある。

B案 社員総会万能タイプのほかに、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする。」という機関設計（以下「理事会設置タイプ」という。）を法定することとする。

1 （理事会設置タイプの規律の骨子）

- ・社員総会 = 法令又は定款に定めた事項に限り、決議することができる。
- ・理事 = 主な権限 理事会の構成員として、理事会の意思決定に参画する。  
員数 三人以上  
選解任 社員総会の決議による。
- ・代表理事 = 主な権限 法人の業務執行権及び代表権を有する。  
員数 一人または数人  
選解任 理事会の決議による。
- ・理事会 = 設置 法定の機関たる理事会の設置が必須。  
権限 業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する。
- ・監事 = 設置 必置  
主な権限 法人の業務を監査する。  
員数 一人または数人  
選解任 社員総会の決議による。

2 非営利法人（仮称）の対象となる団体としては、社員相互の関係が希薄な大規模な団体から、社員相互の関係が密接な小規模の団体まで、多種多様な性格のものが考えられる。また、その中においては、社員自らが法人の活動全般について意思決定をすることを望む団体と、社員は法人の活動に関する基本的な事柄を決定し、それ以外の法人の業務に関する意思決定については、社員が当該業務の専門家として選んだ理事の判断に委ねることを望む団体が考えられる。B案は、このような団体の規模や性格に応じた機関設計を、法制度として用意すべきではないかという考え方に基づくものである。

3 社員総会万能タイプにおいて、定款の定めにより理事会設置タイプと同様の機関設計が実現できるとすると、理事会設置タイプを法定する意味はどこ

にあるのかという指摘がある。

- 4 理事会設置タイプの規律に少数社員権に関する規定を加えることによって、社員総会万能タイプとの区別をより明確にすべきであるという指摘がある。
- 5 社員総会、理事（理事会）及び監事に関する規律をパッケージとした機関設計モデルを法定することに意味があるのではないか。また、取引の相手方からみて、理事会設置タイプであることが登記簿上判別可能とするべきではないか。
- 6 B案を採用する場合には、社員総会万能タイプの規律の適用を受ける法人と理事会設置タイプの規律の適用を受ける法人との相互関係が問題となる。

【関連規定】 民法第 63 条、中間法人法第 28 条、商法第 230 条ノ 10

## (2) 社員総会

### 議決権

社員は、各 1 個の議決権を有することとするが、定款で別段の定めをすることを妨げないこととする。

別段の定め範囲について限界を設けるべきか。限界を設ける場合には、どのような基準によるべきか。

【関連規定】 民法第 65 条第 1 項、第 3 項、中間法人法第 33 条、有限会社法第 39 条、

商法第 241 条第 1 項

### 議事運営等

招集、招集通知及び総社員の同意による招集手続の省略並びに議事及び議事録等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 民法第 60 条、第 61 条、中間法人法第 29 条第 1 項、有限会社法第 35 条、商法第 231 条、

第 261 条等

### その他

以上のほか、社員総会に関してどのような規定が必要であるかについて、他の

法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### (3) 理事

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等

理事の定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

例えば、次のような規定を置く方向で検討する。

ア 定数は、1人又は数人とする。

イ 任期は、法定(例えば、2年)する。

ウ 選解任は、社員総会の決議によることとする。

なお、前記(1)において、B案を採用した場合、理事会設置タイプの理事の定数は3人以上とすることになる。

【関連規定】 民法第52条第1項、中間法人法第39条、有限会社法第25条、商法第255条等

### 権限

各理事が業務執行権・代表権を有することとする。

理事が数人あるときは、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該非営利社団法人(仮称)を代表すべき者を定めることができることとする。

なお、前記(1)において、B案を採用した場合、理事会設置タイプにあっては、理事の中から選任された代表理事が業務執行権・代表権を有し、理事は理事会に参画して代表理事の業務執行の監督を行うことになる。

【関連規定】 民法第52条、第53条、中間法人法第44条、第45条、有限会社法第26条、第27条、商法第260条第3項、第261条

### 非営利社団法人(仮称)との取引等

理事と非営利社団法人(仮称)との間の取引等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

理事の競業避止義務に相当する規定の要否については、引き続き検討する。

【関連規定】 民法第57条、中間法人法第46条、有限会社法第30条、商法265条等

## 非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

理事の非営利社団法人(仮称)に対する責任及び第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

### ア (非営利社団法人(仮称)に対する責任)

理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、非営利社団法人(仮称)に対し、連帯して、当該行為により当該非営利社団法人(仮称)が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

### イ (第三者に対する責任)

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯してこれによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

【関連規定】 中間法人法第 47 条、第 48 条、有限会社法第 30 条ノ 2、第 30 条ノ 3、商法第 266 条、第 266 条ノ 3

## その他

以上のほか、理事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## (4) 監事

### 必置の要否

法定の必置機関としないが、監事に関する規律を置くこととする方向で検討する。

小規模な団体では、社員自らが理事の業務執行を監督すれば足りる。

なお、前記(1)において、B案を採用した場合、理事会設置タイプによっては、監事は法定の必置機関とすることになる。

【関連規定】 民法第 58 条、中間法人法第 51 条、有限会社法第 33 条第 1 項

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、他の

法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

例えば、次のような規定を置く方向で検討する。

- ア 定数は、1人又は数人とする。
- イ 任期は、法定(例えば、4年)する。
- ウ 選解任は、社員総会の決議によることとする。

【関連規定】 中間法人法第 53 条、商法第 273 条等

### 権限

会計監査だけでなく、業務監査をも加える方向で検討する。

- 1 必須とするか否かにはかかわらないこととする。
- 2 会社法現代化要綱試案(第4部・第4・9(1))では、「監査役については、一律に業務監査権限を付与する方向で検討する。」とされている。
- 3 事業の遂行状況に関する報告徴収権及び調査権、社員総会提出議案等に対する報告義務、意見陳述権、社員総会招集権、差止請求権等に関する規定をも置く方向で検討する。

【関連規定】 民法第 59 条、中間法人法第 55 条、第 60 条第 3 項、有限会社法第 33 条ノ 2、第 43 条第 3 項、商法第 260 条ノ 3、第 274 条、第 275 条、第 275 条ノ 2、第 281 条ノ 3

### 非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

監事の非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

前記(2) (理事の非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任)と同じ。

【関連規定】 中間法人法第 56 条、第 57 条、有限会社法第 34 条、商法第 266 条ノ 3 第 1 項、第 277 条、第 280 条第 1 項

### その他

以上のほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## (5) 代表訴訟

代表訴訟に相当する制度を置くこととする。

【関連規定】 中間法人法第 49 条、第 58 条第 3 項、有限会社法第 31 条、第 34 条第 1 項、  
商法第 267 条、第 280 条第 1 項

## 5 計算等

### (1) 会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認

会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

原則として、企業会計原則による方向で検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 1 項、中間法人法第 9 条、第 59 条、第 60 条、有限会社法第 43 条、第 46 条、  
商法第 32 条、第 281 条、第 281 条ノ 3、第 283 条

### (2) 計算書類の開示

計算書類の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄抄本の交付の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

- 1 社員及び法人の債権者は、非営利社団法人(仮称)に対して、計算書類の閲覧又は謄抄本の交付を請求することができることとする。
- 2 1に掲げる者以外の者についても計算書類の閲覧又は謄抄本の交付を請求できることとすべきであるという指摘については、なお検討する。
- 3 株式会社に倣い、貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代えて、貸借対照表に記載された情報をインターネット上のウェブサイトに表示しなければならないこととすべきか(商法第 283 条第 4 項から第 6 項まで参照)については、会社法の見直しにおける議論を踏まえ、引き続き検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 1 項、中間法人法第 61 条第 1 項、有限会社法第 43 条ノ 2 第 1 項、  
商法第 282 条第 1 項等

### (3) 定款等の開示

定款、社員総会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くことと

する。

1 社員及び法人の債権者は、非営利社団法人(仮称)に対して、定款の閲覧又は謄写を請求することができることとするが、債権者に社員総会議事録の閲覧又は謄写の請求ができることとするかどうかについては、引き続き検討する。

2 1に掲げる者以外の者については、定款等の閲覧又は謄写を請求できないこととする方向で検討する。

3 社員名簿の開示(閲覧・謄写)の在り方については、社員に対する開示は認めることとするが、債権者に対する開示を認めるかどうかという点について、個人識別情報の取扱いやプライバシーの保護の観点を含め、なお検討する。

[関連規定] 民法第 51 条第 2 項、中間法人法第 68 条第 1 項、有限会社法第 28 条第 1 項、

商法 263 条第 1 項等

#### (4) その他

以上のほか、計算等に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

### 6 定款の変更

定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないこととし、当該決議は、社員総会の特別決議により行わなければならないこととする。

特別決議の要件については、どう考えるか。また、特別決議の要件につき、定款による別段の定めを認めるか。認めるとした場合、その限界については、どう考えるか。

[関連規定] 民法第 38 条、中間法人法第 72 条、有限会社法第 47 条、第 48 条、商法第 342 条第 1 項、

第 343 条

### 7 解散

#### (1) 解散事由

非営利社団法人(仮称)は、定款に定めた事由の発生、社員総会の決議、合併、社員の欠亡、破産、解散を命ずる裁判によって解散することとする。

の「解散を命ずる裁判」は、後記(3)の「解散命令」と前記2(4)の「解散を求める訴え

(解散判決)」を指す。

【関連規定】 民法第 68 条、中間法人法第 81 条第 1 項、第 108 条、有限会社法第 69 条、商法第 404 条

## (2) 休眠法人の整理

休眠法人のみなし解散の制度について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置く方向で検討する。

【関連規定】 中間法人法第 84 条、商法第 406 条ノ 3

## (3) 解散命令

非営利社団法人(仮称)の解散命令について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 中間法人法第 9 条第 5 項、商法第 58 条、有限会社法第 4 条

## (4) その他

以上のほか、解散に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 8 合併及び組織変更

(1) 非営利社団法人(仮称)の合併について、所要の規定を置くこととする。

(2) 組織変更手続の要否については、なお検討する。

【関連規定】 中間法人法第 122 条から第 149 条、有限会社法第 59 条から第 68 条、商法第 56 条、第 408 条から第 416 条

## 9 清算

### (1) 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めることとする。

【関連規定】 民法第 72 条、中間法人法第 86 条、第 113 条、有限会社法第 73 条、商法第 425 条

## (2) 設立の無効及び取消しの訴え

非営利社団法人(仮称)の設立の無効及び取消しの訴えについて、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 中間法人法第 22 条、第 95 条、有限会社法第 75 条第 1 項、商法第 428 条

## (3) その他

以上のほか、清算に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

## 10 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、なお検討する。

1 会社法現代化要綱試案第 4 部・第 4・11(1) では、「有限会社のうち大規模なもの(会計監査人の設置が強制される株式会社に相当する規模のもの)についても、会計監査人の設置を強制するものとする方向で検討する。」とされている。

2 外部者による監査制度を導入するとした場合、非営利社団法人(仮称)の規模の基準等については、どう考えるか。

【関連規定】 商法特例法第 2 条

## 第 3 非営利財団法人(仮称)

### 1 公益性を要件としない非営利財団法人(仮称)制度について

公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する方向で検討することとしてよいか。

1 公益の概念が絞られるということになった場合、その受け皿として公益性を要件としない財団法人制度が必要となるのではないか。

2 より積極的な根拠として、次のような点が考えられるのではないか。

設立者意思が動かしにくく、その意思が永続的に維持されるタイプの法人を設けておくことに意味があるのではないか(例えば、特定の人々に対して奨学金を給付することを目的とする場合)。

人々の結合体ではなく、財産の集合に法人格を与えることに意味があるのではないか

(例えば、美術館の管理、運営や同窓会のために用いる財産の管理を目的とする場合)。

公益性のあるものに限らず財団形態の法人制度を設けることは、財産処分の自由の一環として位置づけることができるのではないか。

- 3 他方、公益性を要件としない財団法人制度を設けることについては、次のような指摘に留意が必要ではないか。

設立者意思を他の法理念によって吟味しなくてもよいか(家族世襲財団に利用されるのではないか)、 詐害的な設立により債権者が害されるおそれがないか、 非営利財団を創設する理念をどう考えるか(社団と比べて理念が希薄化しないか、少なくとも純粋私益を除くべきではないか)。

他方、準則主義の下で、純粋私益をどうやって排除するのか。理念的に排除すれば良いのか。実効的に排除するために別の仕組みを考えるべきなのか。

財の公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用を阻害するおそれが生じるのではないか。

基本財産が実質1円というような財団を認める必要があるのか。

ガバナンスのあり方として、少数の理事者だけで十分といえるか。

信託宣言にならないか、信託制度との役割分担についてどう考えるべきか。

法定の存続期間を設けることを検討すべきではないか。

## 2 基本財産制度の要否

財団形態の非営利法人(以下「非営利財団法人(仮称)」という。)制度において、その法人格の基礎となる財産の集合体(以下「基本財産」という。)に関する規律の要否、その在り方について、どう考えるか。

1 民法には、「基本財産」に関する規定はない。

2 例えば、次の事項については、どう考えるか。

基本財産の規模及び基本財産となしうる財産の種類

基本財産とするための手続

基本財産の処分等に関する手続の在り方や処分等の制限の要否

## 3 ガバナンスの在り方

#### (1) 評議員会制度

法人運営の適正を図るために、評議員会を必置機関とすることの可否についてどう考えるか。

評議員会の位置付けやその権限について、どう考えるか。

#### (2) 理事・監事制度

理事・監事制度を拡充することについて、どう考えるか。

例えば、次の事項について、非営利社団法人(仮称)と異なる規律を設ける必要があるか。

理事及び監事の定数、任期、権限

理事会制度を法定することの可否

監事を必置機関とすることの可否

#### 4 寄附行為の変更

寄附行為の変更について、どのような規律を定めるべきか。

民法上、寄附行為の変更に関する明文の規定はないが、個別の寄附行為にその変更の方法を定めている場合には、寄附行為の実行として、変更することができると解されている。

#### 5 計算等

(1) 会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認の在り方について、どう考えるか。

(2) 計算書類の開示の在り方について、どう考えるか。

#### 6 その他

以上のほか、非営利財団法人(仮称)の規律として、非営利社団法人(仮称)とは別に検討すべき事項の有無について、引き続き検討する。

#### 第4 その他

##### (1) 立法の形式

立法の形式や民法にどのような規定を置くべきかについて、引き続き検討する。

(2) 中間法人制度との法制上の関係等

新たな非営利法人(仮称)制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、中間法人法を統合することを含め、さらに検討する。

(3) 経過措置等

経過措置等については、新たな非営利法人(仮称)制度及び公益性のある法人の在り方がある程度具体的になったところで本格的な検討を開始する。